

○美咲町環境保全条例施行規則

平成17年3月22日

規則第106号

(趣旨)

第1条 この規則は、美咲町環境保全条例（平成17年美咲町条例第174号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出の様式)

第2条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書に、その写しを一部添えて行わなければならない。

(1) 条例第8条第2項、第9条第1項の規定による届出 施設設置（構造等変更）届出書（様式第1号）

(2) 条例第9条第2項の規定による届出 氏名（名称・住所・所在地）変更届出書（様式第2号）

(設置の届出に係る添付書類)

第3条 条例第8条第3項の書類は、次に掲げるものとし、その提出部数は、各2部とする。

(1) 工場又は事業場の位置図及び周辺約200メートル以内の見取図

(2) 工場又は事業場の敷地内の建物の用途及び配置を示す図面

(3) 施設及び処理施設の構造図

(4) 施設及び処理施設並びに関連施設の配置図

(5) 主要機械施設の種類及び使用方法

(6) 原材料及び燃料の種類並びに使用予定量

(7) 作業工程図

(身分証明書)

第4条 条例第20条第2項の規定による身分を示す証明書は、様式第3号による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の柵原町環境保全条例施行規則（平成4年柵原町規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月23日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第19号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

施設設置(構造等変更)届出書

年 月 日

美咲町長 様

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

美咲町環境保全条例第8条第2項(第9条第2項)の規定により、施設について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称		※整理番号	
工場等の所在地		※受理年月日	
施設の種類		※施設番号	
施設の構造	別紙のとおり	※審査結果	
施設の使用方法		※備考	
汚染質の処理方法			

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第2号(第2条関係)

氏名(名称・住所・所在地)変更届出書

年 月 日

美咲町長 様

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

氏名(名称・住所・所在地)を変更したので、美咲町環境保全条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	
変更年月日			※施設番号	
変更の理由			※備考	

備考 ※印の欄には記載しないこと。

様式第3号(第4条関係)

(表)

第	号							
美咲町		身	分	証	明	書		
	職				氏	名		
					生	年	月	日

上記の者は、美咲町環境保全条例(平成17年美咲町条例第174号)第20条の規定により立入調査を行うものであることを証明する。

年 月 日

美咲町長



(裏)

美咲町環境保全条例抜すい

(報告及び調査)

- 第20条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、汚染物質を発生させ、排出し、又は飛散させる者その他の関係者から施設の状況その他の必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該関係者の工場等その他の場所に立ち入り、その者の帳簿書類、施設その他の物件を調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。